

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日 (火) 第3097号の 8



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| 訓 | 令 |
| ○鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令 (※) | (危機管理防災課取扱い) 1 |
| 告 | 示 |
| ○駐在機関の設置 (※) | (人事課取扱い) 6 |

訓 令

鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県災害対策本部長

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程 (昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 災害警備対策部の項を次のように改める。

災害警備 対策部	警察本部 長	総括班	警備部参事官
		実施班	警備課長
		警衛警護班	警備課長
		情報班	公安課長
		総務班	総務課長
		遺族対策班	警務課長
		警察相談班	相談広報課長
		広報班	広報官
		外国人対策班	教養企画官
		留置管理班	留置管理官
		情報管理班	情報管理課長
		受援連絡班	警務部参事官 (総務担当)
		宿泊・補給班	会計課長
		装備班	会計調査官
		施設管理班	施設管理室長
		遺失・拾得対 策班	監査室長
		職員対策班	厚生課長
		訟務対策班	監察課長
生活安全対策 班	生活安全企画 課長		
地域対策班	地域課長		

	通信指令班	通信指令室長
	航空・海上班	地域指導室長
	生活環境対策班	生活環境課長
	捜査班	刑事企画課長
	検視班	捜査第一課長 検視室長
	身元確認班	鑑識課長
	鑑定資料分析班	科学捜査研究所長
	交通総務班	交通企画課長
	交通対策班	交通指導課長
	交通規制班	交通規制課長
	運転免許対策班	免許管理課長
	警察学校班	警察学校副校長
	情報通信班	機動通信課長

別表第3環境林務対策部の部廃棄物・リサイクル対策班の項中「し尿及び」を「し尿等」に改め、同表教育対策部の部保健体育班の項中「対策に関すること」の次に「（総括）」を加え、同表災害警備対策部の部を次のように改める。

災害警備対策部	総括班	1 警備本部の設置及び運営に関すること。 2 他都道府県警察の援助要求及び受入れに関すること。 3 本部等への連絡要員の派遣に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
	実施班	1 一般部隊の編成及び運用に関すること。 2 県外派遣部隊等の配置及び運用に関すること。 3 部隊活動状況の把握に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
	警衛警護班	1 警衛警護計画の策定に関すること。 2 警衛警備隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
	情報班	1 治安及び混乱の状況の収集、分析及び集約に関すること。 2 家屋及びライフラインの被害状況の調査及び集約に関すること。 3 情報収集隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
	総務班	1 国家公安委員会及び他都道府県公安委員会との連絡調整に関すること。 2 公安委員会に対する報告及び連絡に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
	遺族対	1 遺族対策に関すること。	災害警備対策部長が定める員数

策班	2 遺族対策隊の編成及び運用に関すること。	
警察相談班	1 警察安全相談に関すること。 2 災害総合相談所の設置及び運営に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
広報班	1 災害広報に関すること。 2 報道対策に関すること。 3 広報隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
外国人対策班	1 通訳、翻訳及び民間通訳人の確保及び運用に関すること。 2 外国人相談に関すること。 3 通訳隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
留置管理班	1 被留置者の避難対策に関すること。 2 被留置者の処遇対策に関すること。 3 特別護送隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
情報管理班	1 情報システム等の被災状況の調査及び復旧に関すること。 2 各端末機器等の設置に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
受援連絡班	1 県外派遣部隊の受入れに関すること。 2 受援連絡隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
宿泊・補給班	1 物資の調達及び補給並びに給食に関すること。 2 宿泊施設の準備及び割当てに関すること。 3 宿泊・補給隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
装備班	1 装備資機材及び車両の配分及び運用に関すること。 2 警備用車両等の確保及び警察本部用車両の集中運用に関すること。 3 装備車両隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
施設管理班	1 警察施設の被害実態の調査及び把握並びに復旧に関すること。 2 施設調査隊の編成及び運用に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
遺失・拾得対策班	1 拾得物の集計及び保管の調整に関すること。 2 派遣警察署との連絡調整に関すること。	災害警備対策部長が定める員数

	3 遺失・拾得対策隊の編成及び運用に関する事。	
職員対策班	1 職員の家族の救護対策及び職員の住宅の被害確認に関する事。 2 職員の健康管理に関する事。 3 被害調査隊、救護隊及び支援隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
訟務対策班	1 訟務対策に関する事。 2 協力援助に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
生活安全対策班	1 保護及び行方不明者の手配に関する事。 2 防犯組織、ボランティア等との連絡調整に関する事。 3 関係許認可事務に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
地域対策班	1 被災地等警戒の治安対策に関する事。 2 現場広報に関する事。 3 地域警戒隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
通信指令班	1 幸領通信の実施に関する事。 2 災害110番通報等の受理業務に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
航空・海上班	1 航空機及び警備艇の運用に関する事。 2 応援航空機及び要員の受入れに関する事。 3 航空隊及び海上隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
生活環境対策班	1 銃砲刀剣類、火薬類等の危険物対策に関する事。 2 生活環境事犯の防止対策及び生活環境関係機関等との連絡調整に関する事。 3 生活環境対策隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
捜査班	1 捜査情報の収集及び分析に関する事。 2 犯罪の捜査及び取締りに関する事。 3 捜査隊の編成及び運用に関する事。	災害警備対策部長が定める員数
検視班	1 死体の検視及び集計に関する事。 2 県医師会、県歯科医師会、医療機関等との連絡調整に関	災害警備対策部長が定める員数

	<p>すること。</p> <p>3 検視総務隊及び検視隊の編成及び運用に関すること。</p>	
身元確認班	<p>1 身元不明死体の確認, 調査, 集計及び照会に関すること。</p> <p>2 身元確認資料の管理に関すること。</p> <p>3 身元確認隊の編成及び運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
鑑定資料分析班	<p>1 遺体資料の鑑定及び分析に関すること。</p> <p>2 鑑定資料分析隊の編成及び運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
交通総務班	<p>1 交通情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>2 交通関係班との連絡調整に関すること。</p> <p>3 交通関係機関との連絡調整に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
交通対策班	<p>1 被災地及びその周辺における被害状況及び交通状況の把握に関すること。</p> <p>2 緊急交通路における放置車両等の排除に関すること。</p> <p>3 交通事故捜査隊, 高速道路対策隊及び一般道路対策隊の編成及び運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
交通規制班	<p>1 広域交通規制等各種交通規制の実施に関すること。</p> <p>2 緊急交通路の指定, 交通検問所の指定及びう回路の確保に関すること。</p> <p>3 交通規制隊及び通行許可対策隊の編成及び運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
運転免許対策班	<p>1 運転免許事務に関すること。</p> <p>2 運転免許対策隊の編成及び運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数
警察学校班	特命事項に関すること。	災害警備対策部長が定める員数
情報通信班	<p>1 通信施設等の被害状況調査に関すること。</p> <p>2 通信の保全及び復旧に関すること。</p> <p>3 機動警察通信隊の運用に関すること。</p>	災害警備対策部長が定める員数

別表第 3 注の表第 1 配備の項を次のように改める。

第	(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し, 又は発生する	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生	噴火警報 (居住地域) が発表されたとき, 又は噴火により比較的軽微な
---	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

1 配 備	おそれのある場合で、 本部長が必要と認めるとき。 (2) 県内に特別警報が発表されたとき。	し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき。 (2) 県内に大津波警報が発表されたとき。	災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。
-------------	---	--	--

別表第4注の表第1配備の項を次のように改める。

第 1 配 備	(1) 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。 (2) 管内に特別警報が発表されたとき。	(1) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、支部長が必要と認めるとき。 (2) 管内に大津波警報が発表されたとき。	噴火警報（居住地域）が発表されたとき、又は噴火により比較的軽微な災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合で、支部長が必要と認めるとき。
------------------	--	---	--

附 則

この訓令は、平成27年3月31日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第316号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
北薩地域振興局総務企画部阿久根市駐在機関	阿久根市役所内	地域振興に関する事務	平成27年4月1日
大隅地域振興局総務企画部大崎町駐在機関	大崎町役場内	地域振興に関する事務	平成27年4月1日
大隅地域振興局総務企画部肝付町駐在機関	肝付町役場内	地域振興に関する事務	平成27年4月1日